

リース取引の判例研究

細田 弥彦

目次

- 一 はじめに
- 二 リース契約の法的性質について
- 三 リース取引の契約構造について
- 四 リース契約における瑕疵担保責任と危険負担並びにリース料支払義務について
 - (1) リース契約と免責約款
 - (2) 最高判(一小)昭56・4・9(最高裁昭五三才)一三
三九号リース料及び損害賠償請求事件)について
- 五 リース料について
 - (1) リース料債務について
 - (2) 中途引揚げと利得清算義務
- 六 リース期間中途でリース物件を引揚げた場合の法律関係
- 七 おわりに

一 はじめに

アメリカで急速に成長発展したりース産業が、わが国に導入されて最初に設立されたリース企業は、昭和三八年日本リースインターナショナル(現在の日本リース)であり、続いて昭和三九年オリエントリース、東京リースの設立

以来、次第に都市銀行のリース事業への進出、大手商社がリース業務を開始するなど、きわめて短期間に急速な発展をとげてきたのである。

この短期間の発展のなかにおいて、リース取引そのものも、ユーザーのニーズの多様化とともに、リース取引が本来もつ金融的機能に加えてリース機能の多角化もみられるようになってきた。このようにリース取引はかなり複雑な新らしいリース・システムの開発もなされてきており、著るしい発展をとげてきたのである。それだけにリース取引をめぐって生ずる紛争も次第に多発してきている。なかにはリースという全く新しい取引形態の理解が十分でないため、その無理解から生ずる紛争も少なくいようである。

他方、リース取引の法的性質についての解説も未だ十分とはいえないし、学説上においても未だ定説の確立された段階とはいきれない。このような状況のもとで、現実に多くの裁判が起っている現在、リース取引に関する判例について、小稿では特にリース制度そのものが持つ特徴に関連した事例を中心として、若干の判例研究をこころみたものである。

二 リース契約の法的性質について

リース契約の法的性質については、一種の賃貸借契約とする説と無名契約とする説に大別されるが、他方、これを如何に解するかについて、その契約形態を論することはさほどの価値のある問題ではなく、リース契約の特殊性を考慮して賃貸借の規程の個別的適用の有無を決定すれば十分であると見る見方もあるが、しかし、リース取引をめぐる

紛争に如何なる法理の適用をもつてするかが問題となつたとき、その結論には重大な相違をきたすことともなるので、その法的性質については十分な検討を要するものと思える。小稿においては、これを判例上でどのように解されているか、若干の事例を掲げてみることとする。

ファイナンス・リース契約は賃貸借の要素を含む無名契約たるリース契約として一応把握できるとした事例^④。リース契約は諸成契約であるところの賃貸借契約の一様であるとした事例^⑤。

ファイナンス・リース契約は形式上賃貸借の法律関係を利用していいるものの、経済的にはリース会社がユーザーに対しリース物件という「物」を介して金融上の便宜を供することがその本質をなすものであるとした事例^⑥。

ファイナンス・リース契約は民法の賃貸借契約と外形は類似するが、制度的には右概念のみではすべてを律しきれない新しい経済制度であつて、長期にわたつてユーザーに与信をあたえ、機械・設備を占有使用させることを目的とする金融的性格を有するものであるとされた事例^⑦。

ファイナンス・リース契約は実質上賃貸借と消費貸借の性格をあわせもつものであるとされた事例^⑧。賃貸借を主体とする特殊な契約であるとした事例^⑨。

法律的にはこれを賃貸借の一種とみるとより、一種の無名契約と解するときにおいても、金銭消費貸借とみることは相当ではないとされた事例^⑩。

三 リース取引の契約構造について

リース取引が成立するに至るまでの手順について、そこに登場する各当事者のそれぞれが関与する内容についてみると次の如くであるが、先ずその当事者とは、借主たるユーザー、貸主たるリース会社、売主たるサプライヤー（デライヤー）の三者である。

リース取引をめぐってこの三者がそれぞれ締結する契約形態は、リース会社とユーザーの間にはリース契約、リース会社とサプライヤーの間には売買契約、ユーザーとサプライヤーの間には物件についての選定・特定から、その保守・管理・損害担保等に関する合意を内容とする契約（リース契約の基本契約）がそれぞれ締結される。

すなわち、リース取引が成立するまでの手順としては、先ずユーザーとサプライヤーの間で、物件の選定・特定がなされる。それは「借主において貸主に先んじて目的物件の売主との間で同物件を選定、特定し、それを購入する場合の価格、納期、保守等の諸条件を決定し、その決定されたところに従い、貸主が借主に代わって右物件を購入して借主に貸与するもの」^①であるから、ユーザーはさながら自己資金で物件を購入する場合と同様に、サプライヤーと交渉して、物件についての機種・機能・規格・仕様・価格・納期・保守等々の諸条件を取りきめるのである。この取りきめを以てリース会社にリースの申込をする。ユーザーとリース会社の間でリース契約の締結、そしてリース会社はサプライヤーに対して物件の発注売買契約の締結がなされる。サプライヤーよりユーザーに物件の納入がなされ、検収の結果異状がなければ物件借受証をリース会社に交付した段階でリースが開始されるのである。

以上の如き手順を経てリース取引が成立するわけであるが、そこにはユーザー・リース会社・サプライヤーの三当事者が、それぞれの立場から各契約が締結されるが、一つのリース取引をめぐり、各当事者間で締結される契約は、法律的に如何なる相互関係に立つものであろうか。

その契約構造について、判例は次の如くにみるのが一般である。すなわち「ファイナンス・リース契約は、リース会社と売主間、リース会社と借主間、売主と借主間の三個の別個独立した契約から成立つており、特段の事情のない限り一つの契約の有効・無効は当然には他の契約の成立ないしはその効力に影響を及ぼさないといわなければならず」^②とされている。したがつて、リース取引の契約構造は以上の三個の契約がそれぞれ別個独立に存在するものととらえられている。

これに対して、「両契約は相互に密接不可分な関連を有し、その実質は……信用供与にほかならず」として、リース契約と売買契約とが相互に不可分な関連性を有するとみる判例もある。この判例についてみれば、おおよそリース取引が成立する手順としては、先に述べた如く三個の契約が締結されるわけであるが、リース会社とサプライヤーの間で締結される売買契約は、ユーザーとリース会社の間でリース契約が締結された後になされるという手順に留意しなければならない。すなわち、リース会社が物件をユーザーにリースするため、リース会社があらかじめ物件を購入してをく（売買契約を先にする）というのではなく、リース契約が締結されたから売買契約がなされるということである。すなわち、売買契約はリース契約のための手段として行なわれたものということになる。この点からみるとらば、右判決に示すように、両契約は相互に密接不可分な関連を有すると判示した趣旨も理解されるところである。

なお、いわゆるリースバック契約の場合には、ファイナンス・リース契約とは自ずから契約目的自体に異なるもの

があるので、そのためにリース取引を構成する契約構造そのものも、両者は自ずから異なる性質をもつといえる。その相違を示すものに次の判例がみられる。すなわち、「典型的なリース契約にあっては、……売買契約とリース契約とは互に別個に存在し、一方が他方に影響を及ぼすことは少ないと解されているけれども、いわゆるリースバック契約の場合には右原則をそのままあてはめることは適当ではない。すなわち、一般にリースバック契約を締結するサプライヤー（物件の供給者）は、リース会社から融資を受けることが目的であるから、万一、サプライヤーにおいてリース会社から金融を受けることができないとすれば、物件をリース会社に買取らせ、のちその物件のリースを受けるという必要も実益も存しないのである。したがって、リースバック契約におけるリース会社とサプライヤーとの間には、リース会社が売買代金を支払わない場合には売買契約は当然解除となり、売買契約と一連の行為としてなされたリース契約もまたその前提を失つて失効するという默示の契約があるものと解するのが相当である」^④としている。

それは、セール・アンド・リースバックはユーザーが自ら所有し使用している物件をリース会社に売却し（売買契約）、それを引渡さないままリース会社からリースする（リース契約）のであるから、リースバックの目的はユーザーが流動資金を調達するためのものということが大きな目的とされる。このような取引関係において、その売買契約とリース契約とはどのような関係に立つかということである。

ファイナンス・リースは経済的にはユーザーに金融上の便宜を供することを本質とするものでは既述の如くであるが、リースバックの場合には、ユーザーの資金調達という目的がさらに明確に現われている。すなわち、ユーザーが自ら所有し使用している物件をリース会社に売却し、それをリースするということは、リース会社から金融を受けることを意味するものであるから、それが融資を受けられない（すなわちリース会社が売買代金を支払わな

い)なら、売買契約の一連の行為としてなされたリース契約はその前提を失うことになり、リース契約をする必要がないということになる。すなわち、リースバックにおいてはファイナンス・リースとは異なり、明らかに両契約は不離一体をなすものといえる。

四 リース契約における瑕疵担保責任と危険負担並びにリース料支払義務について

(1) リース契約と免責約款

ファイナンスリース契約においては、一般にリース会社はユーチャーに対してリース物件について瑕疵担保責任を負はない旨の特約がなされている。さらにユーチャーはリース物件に瑕疵があるため契約を締結した目的を達することを得ざる場合でも、リース契約解除権・損害賠償請求権などを有しない特約がなされている。そしてリース期間中にリース物件が当事者の責に帰さない事由で滅失・毀損したときでも、ユーチャーのリース料支払義務は減免されない旨の約定がなされ、ユーチャーは自ら危険負担をなすべきものとされている。したがって、リース会社は約定のリース料請求権については何らの影響を受けることもなく、その全額回収をなしうるというものである。

このようにリース会社が危険負担並びに瑕疵担保責任を負はないとする特約について、それを通常の賃貸借契約の貸主の地位と比較してみるならば、貸主は売買契約の売主に準じて担保責任を負うことになり（民第五五九・五七〇条）、同時に賃借人には契約解除権・損害賠償請求権が認められる。

このように、リース契約においてリース会社はその特約に基づく免責約款の有効性の主張をめぐって訴訟事例が数

多くみられる。そこで、具体的な事例についてその免責約款有効性の問題と、リース料支払義務の問題について若干の検討をこころみることとする。

(2) 最高判(一小)昭56・4・9(最高裁昭五三(オ)一三九号リース料及び損害賠償請求事件)について

免責約款有効性をめぐる事件として、表題の最高判(一小)昭56・4・9法律時報一〇〇三・八九、リース料及び損害賠償請求事件は、たまたま瑕疵担保責任と危険負担問題の二つに関する事案を含んでいるので、その二点を中心として検討してみるとするが、先ずその事案概要についてみれば、それはおおよそ次の如くである。

X(ユーザ)はリース会社Aを通じてY(ディラー)より電子会計機を導入した(リース期間三年・リース料毎月五三万八七〇〇円・総額一九三九万三二〇〇円)。それは四五年一月一二日X・Y間で右電子会計機発注の仮契約が締結され、四五年四月三日X・A間で右会計機につきリース契約が締結されたものである。そこでリース会社Aは右会計機を代金一五四八万円でYから買受ける契約を締結し、Yは会計機を四五年六月二十五日にXに引渡した。Xは同年六月三〇日会計機借受証を交付したので、Aは右売買代金全額をYに支払ったのである。

この電子会計機について、YはXに次の如き保証をなした。その会計機はXの会計事務を七時間一七分以内に処理できること。Xの事務処理の機械化は納入後一ヶ月半で実現できること。もし右性能を欠くときはXの受ける損害を賠償するという損害賠償担保契約を締結した。

ところが、Xはその会計機の利用について予定の性能を発揮できないばかりでなく、機械が不完全なため事務機能が麻痺したので、Xは四五年一〇月一六日以降Yに対して右会計機の引取方を要求し、Yは年末までにはXの事務処理の機械化を実現すると約束して引取りを回避しようとしたが、右約束も実現することができなかつた。

Yは翌年一月以降技術員のYへの派遣をとりやめ、Xもまた一月以降会計機を使用しなかつた。Yは四月Xに対して約一〇〇〇万円の支払と引換に会計機の引取を申し入れたが、XはAから残リース料一三八一万円余の請求を受けたため、少くとも右残リース料だけでも賠償するよう回答した。ところが、八月三日に愛知県岡崎地方を襲った台風二三号による水害のため、Xの手元で当該会計機は浸水被害にあい使用不能になつたといふものである。

以上の事案概要について、当事者の訴訟上の請求事項並びに抗弁は次の如くである。

- ① Xはリース料の支払を遅滞したため、リース会社Aは瑕疵担保免責特約及び危険負担排除特約に基づいて、Xに遅延リース料と約定損害金の支払を請求した。

- ② XはYに対して損害担保契約に基づき、無益な支出に終つたさん孔機代金その他の費用並びに既払リース料及び支出を余儀なくされている未払リース料相当額の合計一〇七五万円の損害賠償支払を請求した。

これに対するYの抗弁。

- ③ Xはリース会社Aとの間のリース契約により、会計機の使用を買い切つてをり、その実質価値は会計機の売買代金一五四八万円相当額であるから、損害額から右金額を控除すべきである。

- ④ XはYが一〇〇〇万円で会計機を引取る申し入れに応じなかつた。もし応じていれば会計機は水害にあうこともなかつたのであるから、Xが水害による損失を負うべきであると抗弁したのである。

一審判決（大阪地判昭51・3・26）は、A（リース会社）→X（ユーティリティ）に関しては、Aの請求を全部認容した。それは、リース会社は免責約款のもとに瑕疵担保責任を追及されず、当該物件に如何なる瑕疵があつても一切その責任を負はされることはない。それはリース制度のもつ本質から（法律上の形式にかかわらず経済的にはリース会社

は借主に対し金融上の便益を供与する）、前記のような免責特約をなす必要があるとして、その合理的根拠を認め、それが一方的に苛酷で無効ということはできず、また当事者間の衡平を著るしく欠くものでもないとし、その有効性を認めたのである。（X控訴）。

X（ユーザー）→Y（ディラー）に関しては、

Yは電子会計機の機能上の欠陥によりXに損害を被らせないという損害担保契約が締結されているものと認定することが相当であるとした。しかしXは本件会計機の使用を買い切っているから、売買代金相当額一五四八万円の損益相殺をなすべきものとした。

会計機が水害にあい損失を受けたことについては、特別事情による損害であるから、損害額の算定にあたって斟酌すべきではないとした。（X・Y控訴）。

二審判決（大阪高判昭53・8・31）は、X→Yに関しては、Xはリース契約により会計機の利用権を得ているが、その実質的価値はXがYの協力を得て会計機を利用できた期間のリース料相当額であり、その額を損益相殺すべきだとした。またXには会計機の処分権限はないから、Yからの引取り申入れに応諾する権限はなく、したがって、申入れに応じなかつことはXの責任ではない。また水害は特別事情であつて、Xの請求額から水害による損失を控除すべきではないとたし。（Y上告）。

上告審判決（最高判（一小）昭56・4・9）は、X・Yについて、損害担保契約に基づきYがXに対して賠償すべき損害のうち、Xが支払いを余儀なくされたリース料に関する損害については、その総額からXがその使用を中止するまでの間、Yの協力を得て使用しうる状態にあつた期間のリース料相当額のみを右会計機の利用によつてXが取

得した利益として控除し、その残額をXのこうむつた損害として賠償すべきものとし、右会計機がその後水害により使用不能になった事実は、賠償額の算定に当たり考慮すべきものではなく、右水害によって生じた会計機の価値喪失による損失はYがこれを負担すべきものとする原審の判断は、正当としては是認することができると判示した。

(3) 免責約款締結の合理的根拠について

一般にリース契約においては、リース会社はリース物件につき瑕疵担保責任を負はず、またユーチャーは物件に瑕疵が存するため完全な使用収益をなし得ない場合でも、リース料支払義務は免れないとする免責約款が締結されることについて、判例はリース制度のもつ本質からそのような特約をなす必要があるとして、制度の本質上に合理的根拠を求めている。そして、その特約を締結することは必らずしも一方的強制とはいえず、信義則に反するものでもないとしてその有効性を認めているところである。

リース制度のもつ本質上に免責約款締結の合理的根拠が求められるというのは、先ずリース制度を次のようにとらえて いるからである。すなわち、「リース業者は機械等の設備を購入して使用収益したいが購入するための資金的余裕のない購入希望者に代って、当該物件を自己の資金をもって売主から購入して代金全額を即時に支払い、他方では、右購入希望者に対し当該物件を長期間拘束して使用収益させ、その期間中に右購入代金・金利・その他の諸経費をリース料として回収するという制度である」^③としている如く、リース契約は「賃貸借という法形態をとりながらも、その実質において借主が売主から目的物件を取得して使用収益するため、貸主がその中間に立つて、経済的に借主に金融的な便宜を供与するものであることに基をおくものである」^④とし、「ファイナンス・リースとは、ユーチャーが機械・設備等を必要とするが、購入資金がない場合に、リース会社が右目的物をディラー（サプライヤーとも呼ば

れている)から買い取り、これをユーチャーに貸付けて一定額のリース料を回収するもので、経済的にはユーチャーに対する金融的手段としての性格を有するものである」⁽⁵⁾としているのである。

以上の如くリース取引の目的は、借主にリース物件を使用収益させることを目的としているが、その実質は借主に対する売買代金の融資と類似する性質を持つたもので、金融的性格を有するものである。このことは、リース取引が成立するに至るまでの構成をみれば一層明白になる。すなわち、ユーチャーがリースしようとする物件は、先ずユーチャー自身がその売主と折衝して、物件の種類・規格・性能・価格・納期その他諸事項を決定して、その内容を以てリース会社が売主から物件を購入し、ユーチャーとの間でリース契約が締結されるのである。リース会社としては、ユーチャーと売主の間で取りきめられた条件に従い物件を買い取り、売買代金を全額売主に支払うのであるから、それはリース会社が借主に代わって物件を購入したものであり、それを借主に使用収益させることとなることになるのである。

したがつて、物件に対する瑕疵担保責任はリース会社は負うべき立場ではなく、その責任は借主自身に存するのはリース取引の本質からしても明白といえる。またリース会社としては物件の代金を全額支払っているのであるから、これを借主からみれば、物件の使用を買い切つているということになるのである。また「リース料債務は契約時にその全額が発生していて、ただ割賦支払の方法によりユーチャーに期限の利益が付与されているにすぎないとも考えられ⁽⁶⁾る」と判示されているのも、以上の理由によるものである。

以上の結果、リース契約締結に伴なう免責約款存在の合理性が認められうるし、その有効性についても是認しうるところである。またリース会社のリース料支払請求権についても何らの影響も受けないという結果になるのも当然で

ある。

五 リース料について

ファイナンス・リースは、リース物件を購入使用したいが即時購入する資力がないか、又は購入という方式を得策としないユーザーに代つてリース貸主が、自己の資金でリース物件を購入し、ユーザーに長期間拘束して使用収益させ右購入代金・金利等諸経費をリース料として回収するのである。そこで、ユーザーが支払うリース料の性質についてみれば、以上の如き特質をもつたリース取引の本質から、リース料は単なる賃貸借における賃料とは全く異なる性質をもつものといえる。

すなわち、賃貸借における賃料ならば、それは使用収益の期間に応じた対価として支払われるものであるが、リース料債務としては、リース取引のもつ特性からして、「リース契約時にその全額が発生していく、ただ割賦支払の方^式によりユーザーに期限の利益が付与されているにすぎないとも考えられるもの」^②といえる。

リース料の性質を以上のように解すると、「リース料は物の使用収益の対価ではなく、貸主が借主に融資したものと考え方^③されるリース物件の購入代金、金利その他の経費を貸与期間で分割した返済金と考えられる」とした判例にみられる如く、リース料はリース物件の使用収益と対価関係にあるものではないという対価関係否定説の立場をとる判例がある反面、対価関係肯定説の立場をとる判例もあり、判例は必ずしも全面的に一致した見解に立っているとはいえないが、否定説が一般的といえる。

この問題についてはリース取引の特質からみて、その実態が金融上の便宜を供与するのが本質なのであるから、その点からするならばリース料なるものもつ性質は、「経済的に観察すると利息付金銭消費貸借契約における元利金均等割賦返済金の意義を有するものといえる」ことになる。⁽⁶⁾

このように、リース料の性質がもつ特徴は、そのままリース契約の法的性質の特殊性のあらわれとみることができ。その結果、リース物件の滅失毀損とリース料支払債務の関係についても、リース取引では危険負担は不可抗力の場合にもユーザーが危険を負担し、リース料支払債務は免れ得ないとする特約が締結されるのが一般であるが、それはリース料のもつ特質として、「通常の賃貸借契約のように目的物件の滅失により賃貸借契約が終了し賃料支払義務が消滅する」と異なり、目的物件の消滅により、当然本契約が消滅し、借主がリース料支払義務を免れると解するのは相当でない⁽⁷⁾」と判示する如く、リース料のもつ特質と賃貸借における賃料との相違を明確に示したものといえる。

六 リース期間中途でリース物件を引揚げた場合の法律関係

リース会社がユーザーの債務不履行等を理由として、リース期間の中途でリース物件の回収をした場合、ユーザーはリース料債務について如何なる影響を受けるか。またリース会社は返還を受けたことによって取得した利益を清算する義務があるなど、いくつかの法律問題が生ずるところである。これらについて、以下判例を中心とした検討を加えることとする。

(1) リース料債務について

リース期間中途でリース物件がリース会社に引揚げられた場合、もはやユーザーは物件の使用・収益をすることができないわけであるが、その場合にリース料債務は如何なる影響を受けるであらうか。

これについて、リース料請求事件・東京地裁昭五五(ワ)九七五三号は、リース取引のもつ特質から、その場合でもリース料全額の支払義務を負うものであることを極めて明快な判旨を以て示しているので、その概要をみれば次の如くである。

「本件契約はファイナンス・リース契約であると認められるので、原告としては被告の物件指定により、ディラー（売主）からリース物件を購入して、被告に対しリースをしていて以上、被告からリース料全額の回収をする権利を有するものであり、被告が本件リース契約第一六条一項の定めにより、リース料全額の支払につき期限の利益を喪失した以上、被告はリース期間満了前にリース物件が引揚げられた場合でもリース料全額の支払義務を負うものである（原告（リース会社）が契約を解除しないで（本件において解除の主張はない）リース物件の引揚（回収）ができるか見解の分れているところであるが、引揚をした場合でもリース料の残額の支払義務には影響を与えないものであり、あとは、引揚がリース会社の権利保全方法として相当であったかという問題と、契約終了に伴う清算の問題を残すことになるものと考える。）」と判示し、本件についての契約がファイナンス・リース契約であることを大前提として示し、続いてファイナンス・リースのもつ特質からリース料債務のもつ性質を示し、その結果リース期間満了前にリース物件が引揚げられた場合でも、リース料全額の支払義務を負うものであるとした。

すなわち、「ファイナンス・リースは経済的にはユーザーに対する金融手段としての性格を有する」ものであり、

この場合「リース料の支払は経済的には金銭消費貸借契約における元利均等割賦返済金を意味し」、そのため「契約時（納品時）にリース料債権の全額が発生してをり、ただ割賦支払の方法により期限の利益が与えられているに過ぎないのであり、賃貸借における賃料のように使用収益の期間に応じて対価が支払われるわけではないと解される」と判示し^①、リース料全額支払義務を負うものであるとしたのである。

(2) 中途引揚げと利得清算義務

リース期間の中途で物件がリース会社に引揚げられ回収された場合、その原因がユーモーの債務不履行にあるときでも、その回収によつて取得した利益は、これを清算返還する必要があるかどうか。あるとすれば如何なる算定方法によるべきであらうか。

これについて、先ずリース期間途中でリース物件の引揚げがなされても、ユーモーのリース料残額の支払義務には何らの影響のないことは前項で述べたところである。^②

そこで、リース会社はリース料債権については全額その支払いを受け、他方でリース物件の途中返還をも受けないとすることは、リース会社は過大な利益を受け衡平を失するのではないかという疑問が生ずる。

このように、リース物件がリース期間の途中で返還された場合の法律関係について、リース料請求控訴事件・名古屋高裁昭五四(丙)三九六号と、リース料請求上告事件・最高裁昭五五(オ)一〇六一號の注目すべき二つの判決があるので、これについて検討してみることとする。

先ずリース料請求控訴事件としての名古屋高裁昭五四(丙)三九六号についての判決であるが、その概要は、リース会社X（被控訴人）はユーモーY（控訴人）に対し、事務機器についてリース契約を締結しこれを引き渡したが、Yは

③

リース料を支払はず、約定の保守・監理の義務も尽さなかつたので、契約条項に則り右物件を引揚げたうえ、リース期間満了までのリース料全額の支払いを求めたといふものである。

その具体的な内容は次の如くである。

リース会社XはユーモーYとの間で、電算式事務処理機械一式について、昭和48年5月9日リース契約を締結した。リース期間六〇ヶ月、リース料月額金一一万五二〇〇円、遅延損害金日歩四錢とした。

昭和48年11月リース物件がYに引き渡されリース期間が開始し、昭和51年4月まで三〇ヶ月分のリース料金三四五万六三〇〇円の支払いがあつた後、同年5月分以降のリース料支払いが停止された。

このため、XよりYに対し残リース料全額の即時一括支払い要求がなされたが拒絶され、かつYから物件の保管義務を負いかねる旨の通知があつたので、Xは昭和52年11月7日にリース物件を引揚げ、残リース料合計金三四五万六三〇〇円の支払いと日歩四錢の割合による遅延損害金の支払いを求める訴えが名古屋地裁に提起されたのである。

一審判決は原告X（リース会社）の全面勝訴となつた。これに対して二審の名古屋高裁の判決は次の如くであり注目されたところである。その問題点を次に指摘することとする。

すなわち、名古屋高裁は第一審判決を変更し、Xの請求金額三四五万六三〇〇円から金五五万四〇五七円を削減し、金二九〇万二二四三円の支払いをYに命じたのである。削減された金額は、Xが取得した（返還を受けた）リース物件の利用価値相当額と認定された金額である。

名古屋高裁でのこの決定は、次の理由に基づいて判断したところである。

「被控訴人は、右のごとくリース期間全部に対応するリース料の受領を許容される半面、前認定（引用部分）のと

おり昭和五二二年一月七日に本件物件を控訴人方から引揚げたことによつて、この時点からこれを自由に処分しうる立場に立つたわけである。しかるに、本件リース契約が滞りなく満了したとしても、被控訴人は、リース料の全額と、リース期間終了時点での物件の返還を受けうるにすぎない。してみれば、本件物件を引揚げた時点から、リース期間が満了すべきものと約定されていた時点までの期間内における物件の利用価値は、被控訴人において譲れなく利得したものといわざるをえず、その価額はこれを控訴人に返戻すべきものとしなければ、当事者間の衡平を失することは明らかである（もとより本件契約書にも、物件を引揚げたときの清算を不要とする」とき条項は、含まれていな）。リース期間の極めて初期の段階で物件の引揚げがなされたばあいを想定してみれば、かかる清算を不要とする約定の不均衡は、自明といえよう。そして本件のように、未払のリース料があるときは、これに右の返戻すべき金額を充当したうえ、もし残余があればこれを控訴人に返戻すれば足りるとするが合理的である。」と判示した。（X・Y上告）。

この名古屋高裁での判旨について注目すべき点は、リース会社が物件を引揚げた時点からリース期間満了時までの返還物件の残存利用価値の利得が生ずるとした点である。

これについては、返還物件の残存利用価値相当の利得が当然に発生または帰属すると解すべきではなく、リース会社が返還物件を再び他の借主にリースしたときまたは返還物件を売却処分してその対価を取得したときに、その利得が生じたと解すべきであらうとする見解が実務界において支配的といえる。すなわち、リース業者と賃貸業者とは本質的に異なり、賃貸業者ならば物件の引揚げは容易に他に賃貸して収益をあげることは可能であるも、リース物件は特定のユーチャーの利用目的に適合させたものであるだけに、賃貸業者のように、直ちに他に転用するようなわけには

ゆかないとするのが一般だからである。

さらに清算額の算定方法について、同判決は次の如く判断した。

「……本件物件の早期引揚げによる被控訴人の利得の額について検討するに、本件契約書の一三条三項には控訴人の物件返還義務が履行不能になったとき被控訴人に支払わるべき損失金額が規定されており、……これらの条項によれば、右の規定損失金とは、要するにその時点での本件物件の価額として契約当事者間で合意された金額であるといふことができる。……そうすると、右のごとく逐年漸減して行く各規定損失金額の差は、それぞれの年度の期間内における本件物件の利用価値を示すものにほかならないものといえる。」⁽⁶⁾と判示し、規定損失金を以て算定の基礎としたのである。

しかし、リース契約における規定損失金条項なるものは、物件が滅失した場合の解決処理方法についての規定なのであって、リース物件の利用価値や交換価値とは全く関係のないものである。すなわち、規定損失金（規定損害金）というのは、リース期間中途で物件が滅失した場合にユーモーがリース会社に補償をすること約定した金額であり、したがつて、その計算は当然リース業者の未回収金額を基礎に算出することになる。

なお、規定損失金の用語は日本リースが規定損害金の用語に変更し、単に物件の滅失の場合のみならず、借主の債務不履行が生じてリース契約が解除されたときに、リース会社に支払うべき損害賠償の予定額にも用いられるようになつたのである。⁽⁷⁾

以上の如く名古屋高判昭55・7・17の判示するところによれば、リース物件の中途引揚げがなされた場合、リース業者は返還時からリース期間満了時までの利用価値を利用するから、それを清算する必要があるとした点と、その算

定を規定損失金額を基礎にして行なうものとした点が問題となつたのである。

以上の名古屋高裁の判決について、X・Y共に上告したのである。そのリース料請求上告事件最高裁昭五五(オ)一〇六一号について、当事者の主張するところは次の如くであった。

Xの上告理由は、リース契約の経済的機能とその法律上の性格についてふれ、さらに規定損失金額は物件価格と関係のないことを強調している。すなわち、物件が借主の責に帰しえない事由により滅失した場合、危険負担の転換の特約により、借主は本来残リース料支払義務を免れないところであるが、特に残リース料の一括弁済額として、残リース料を基礎として計算された清算約定額が規定損失金額であることを明確にしている。さらに各年度の規定損失金額の差額により、物件の利用価値相当額を算出しうるとする原判決の判断につき、規定損失金額の解釈を誤っていると批判したものである。

Yの上告理由はきわめて抽象的であった。すなわち、リース契約は割賦販売契約に類似するにもかかわらず、借主に過重な負担を負はせる可能性を残しているので、ユーリーザーに過酷な立場を強制しないような法解釈を行なう必要があるとともに、割賦販売法による規制を免脱しようとする脱法行為であるから無効とすべきである。また本リース契約に基づく請求は暴利行為ともいえる不当な利益を与えるものであり、公序良俗違反として無効であると主張したものである。⁽⁸⁾

これに対し最高裁では次のように判示し、名古屋高裁での判決に訂正を加えられたものである。

すなわち、「リース業者は、リース期間の途中で利用者の債務不履行を原因としてリース物件の返還を受けた場合には、これによつて取得した利益を清算する必要があるが、右の場合に清算の対象となるのは、リース物件が返還時

において有した価値と本来のリース期間の満了時において有すべき残存価値との差額と解するのが相当であつて、返還時からリース期間の満了時までの利用価値と解すべきではなく、したがつて、清算金額を具体的に算定するにあたっては、返還時とリース期間の満了時におけるリース物件の交換価値を確定することが必要であり、返還時からリース期間の満了時までのリース料額又はリース物件がリース期間の途中で滅失・毀損した場合に利用者からリース業者に支払うことが約定されているいわゆる規定損失金額を基礎にしてこれを算定することは正当でない。⁽⁹⁾』と判示したのである。

すなわち、リース物件の途中返還を受けたリース業者には、その返還によつて取得した利益につき清算義務を負うものであることを認め、その具体的算定方法については、返還時とリース期間満了時におけるリース物件の交換価値を確定する必要があるとしたのである。この点については、リース契約のもつ特質からすれば当然のことであるが、ただ、返還を受けたときその物件が有する実残価と、リース期間が満了したときに物件が有すべき推定残価との差額が交換価値の差額ということになるのであるが、それが処分清算方式によるのか評価清算方式によるのかという問題が残る。これについては見解のわかれることもあるが、前記最高裁判決に「なお、リース物件には、利用者の利用目的に適合するよう特別の仕様が施されることが少くないため、リース業者がその返還を受けても直ちにそれ自体として他に処分し又は新たにリース契約を締結することが必ずしも容易ではない場合がありうるが、そうであるからといって、リース業者が返還にかかるリース物件を他に処分し新たにリース契約を締結して処分代金等を現実に取得しない限り、清算金額を具体的に算定することが不可能であるとはいえない。」⁽¹⁰⁾として、評価清算方式によるべきことを示唆している。妥当と考えられるがリース業界の実務としては、処分清算方式をとるべきとの主張が強い。

七 おわりに

リース制度のもつ特質から、それは賃貸借契約の一種とは解し難く、むしろ一種の無名契約と解するのが妥当と考えられる。そしてリース取引には物件の瑕疵に関してはリース業者に免責特約を以て臨ませざるを得ない特徴が存するし、危険負担についてもリース業者はこれを負はないとする特約を締結することの特質が存する。そのことは判例も認めるところであり、必らずしもそれが一方的強制になるとはいはず、また衡平を失することにもならないと解すべきことは定着した解釈もある。

なお、リース期間途中でリース物件の引揚げがなされた場合の法律問題については、リース業者に利得清算義務が生ずるとの見方も固定しているところであるが、ただ、その清算方法についてはやや問題点の存するところであり、リース業者の立場からは、紛争を避けるためその場合の清算方法については約款を以てのぞむ方向がみられるが、その内容は必らずしも一定してをらず、評価清算方式と処分清算方式の両方を以て清算すべきことを約定している事例もあるが、リース業界実務としては処分清算方式によるべきとの傾向にあるといえる。

二 注

① 細田「リース契約に関する一考察」國土館大学政経論叢（通号三七・三八号）一六五頁。

② 来栖三郎・契約法二九五頁。

③ 例えば、借主が破産宣告を受けたとき、リース契約を賃貸借契約とみるか或は無名契約とみるかによって、その処理方法には著しい差異が生じる。

東京地判昭52・3・31判例時報八六四・九六。

東京地判昭57・3・24判例時報一〇五六・二〇八。

東京地判昭56・12・21判例時報一〇三五・七〇。

大阪地判昭51・3・26、和四七(フ)一四八八号。

東京高判昭57・4・27、昭五六(ホ)七八三号。

東京地判昭57・7・16、昭五五(ホ)八二九六号。

東京高判昭61・1・29、昭五七(ホ)一一九九号。

大阪地判昭51・3・26判例タイムズ三四一・二〇五。

大阪高判昭58・8・10判例時報一一〇〇・七七。

東京地判昭52・3・31判例時報八六四・九六。

東京地判昭51・11・2判例時報八六四・九六。

① 四 ④ ③ ② ① 三 ⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④ 大阪地判昭49・10・8金融・商事判例四五一・一七。

大阪地判昭51・3・26金融法務八八・二八。判例タイムズ三四一・二〇五。

最高判(一小)昭56・4・9判例時報一〇〇三・八九。

大阪地判昭60・7・5判例時報一一八六・八四など参照。

この事件についての一審及び控訴審はそれぞれ次の如くである。

一審・大阪地裁昭四七(フ)一四八八号ほか、昭51・3・26判決。

控訴審・大阪高裁昭五一(ホ)六四三号ほか、昭53・8・31判決。

大阪地判昭49・10・8金融・商事判例四五一・一七。

大阪地判昭和51・3・26判例タイムズ三四一・二〇五。

東京地判昭57・1・28判例時報一〇五〇・九六。

東京地判昭56・12・21判例時報一〇三五・七〇。

東京地判昭56・12・21判例時報一〇三五・七〇。

東京地判昭57・1・28判例時報一〇五〇・九六。

大阪地判昭51・3・26判例タイムズ三四一・二〇五。

東京地判昭52・3・31判例時報八六四・九六。前掲判例時報一〇三五・七〇。

前掲判例時報一〇五六・二〇八。

前掲判例時報八六四・九六。

前掲判例タイムズ三四一・二〇五。

本文中「」内東京地判昭57・1・28判例時報一〇五〇・九六。

リース料請求事件、東京地裁昭五五(?)九七九三号。

この第一審は名古屋地裁昭五二(?)九二二号である。

名古屋高判昭55・7・17判例時報九九〇・二〇一。

松田「リース契約が解除された場合の損害賠償予定額と返還物件の価額の控除の要否」判例評論二七八・一五。

前掲名古屋高判。

松田安正「リースの理論と実務」四三頁以下参照。

NBL二六八・八。

最判（小三）昭57・10・19判評論三一五・九。

NBL二六八・一〇。